「こども性暴力防止法」の施行に伴う教育実習等に関するお知らせ

【志願者の皆さまへ】

「こども性暴力防止法」の施行に伴う教育実習等に関するお知らせ

令和 8（2026）年 12 月 25 日より、「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」が施行されます。
この法律により、学校や保育所などで教育や保育に携わる者（教員、保育士、実習生など）に、「犯罪事実確認」（特定性犯罪前科の有無の確認）が行われる場合があります。

これに伴い本学入学後、教職課程での教育実習や学校等における実習を行う学生にも、以下の点で影響が生じることから留意点をお知らせします。

① 実習前の特定性犯罪前科の有無の確認について
教育実習等を行う前に、特定性犯罪前科の有無の確認（犯罪事実確認）が求められる場合があります。 特定性犯罪前科があると判断された場合、こどもに接する実習を行うことはできません。

② 教員免許や保育士資格などの資格取得への影響について
実習を行うことができない場合、本学を卒業することにより得られる教員免許及び保育士資格の取得要件を満たせなくなる可能性があります。

③ 入学後の対応について
本学では、教育実習や学校等における実習を行う見込みの学生に対し、
同意書（犯罪事実確認に関する同意）および誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）の提出のお願いを予定しています。
これらの書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。
上記内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討ください。

本件に関する問い合わせ先
名古屋学芸大学 入試広報室
電話番号: 0561-75-1745